

粉じん計較正基準適合性確認規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本作業環境測定協会（以下「協会」という。）が実施する粉じん濃度測定のための相対濃度指示方式による測定機器（以下「粉じん計」という。）の較正基準（平成21年3月31日付け基発第0331041号「相対濃度指示方式による測定機器の較正基準について」に規定する較正基準をいう。以下「較正基準」という。）への適合性の確認（以下「較正基準適合性確認」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(較正基準適合性確認の申請)

第2条 粉じん計の較正基準適合性確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、確認を受けようとする粉じん計の型式ごとに様式第1号による粉じん計較正基準適合性確認申請書並びに較正基準適合性確認の対象となる型式の5台の粉じん計及び1台の基準器を協会に提出しなければならない。

(較正基準適合性確認試験)

第3条 協会は、前項の申請を受理したときは、較正基準への適合性を確認するための試験（以下「較正基準適合性確認試験」という。）を実施するものとする。

2 粉じん計の較正基準適合性確認試験は、申請のあった型式の粉じん計の5台のすべてについて実施するものとする。

3 協会は、前項の粉じん計の5台のすべてが較正基準に適合する場合は、申請のあった粉じん計の型式について較正基準適合性を確認したものとし、それ以外の場合は、較正基準適合性を確認できなかったものとする。

(較正基準適合性確認試験の結果の通知)

第4条 協会は、前条第3項により、申請のあった粉じん計の型式の較正基準適合性の確認を行った場合にあっては様式第2号により確認を行った旨を、粉じん計の較正基準適合性の確認ができなかった場合にあっては様式第3号により確認ができなかった旨を、それぞれ申請者に対して、通知するものとする。

(較正基準適合性確認試験の実施場所)

第5条 粉じん計の較正基準適合性確認試験は、東京都墨田区両国4丁目38番3号の協会精度管理センターにおいて実施するものとする。

(較正基準適合性確認の手数料)

第6条 申請者は、手数料として、21万6000円(税込)を協会に納付しなければならないものとする。

2 申請者は、前項の手数料を協会が指定する銀行等への振込みにより、協会に納付しなければならないものとする。

3 前項の振込みに要する費用は、申請者の負担とするものとする。

(粉じん計等の返却)

第7条 協会は、第5条の較正基準適合性確認試験の結果の通知の際に、第2条に基づき提出のあった較正基準適合性確認の対象となる型式の5台の粉じん計及び1台の基準器を申請者に返却するものとする。

(書類の保管)

第8条 協会は、較正基準適合性確認申請書及び較正基準適合性確認試験結果の書類を永年保存するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、粉じん計の較正基準適合性確認に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

2 本規程の施行前に、従前の型式認定試験により型式認定を受けている粉じん計の型式については、本規程の較正基準適合性確認がなされているものとみなす。

| 粉じん計較正基準適合性確認申請書 | | | | |
|---------------------|-------------|------|------|----|
| 申請者 | ①氏名 又は名称 | | | |
| | ②担当者 | 担当部所 | | 氏名 |
| | ③住所 | 〒 | | |
| | ④TEL | | ⑤FAX | |
| ⑥品名 | | | | |
| ⑦型式 | | | | |
| ⑧作動の原理、 使用条件等 | | | | |
| ⑨申請する型式に係る粉じん計の製造番号 | | | | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |

上記のとおり粉じん計較正基準適合性確認を申請します。

平成 年 月 日

申請者職名 _____

氏名 _____

印 _____

公益社団法人 日本作業環境測定協会 会長 殿

備考 1 申込の際は、カタログを添付して下さい。

2 カタログに記載されていない数値は別紙に記入し、添付して下さい。

粉じん計較正基準適合性確認について

平成 年 月 日付けで貴社より申請のあった下記の粉じん計の型式については、粉じん計の較正基準適合性を確認したのでその旨通知します。

記

| | |
|---------------|--|
| 申請者氏名 又は名称 | |
| 品名 | |
| 型式 | |

平成 年 月 日

公益社団法人 日本作業環境測定協会
会 長 櫻 井 治 彦

粉じん計較正基準適合性確認について

平成 年 月 日付けで貴社より申請のあった下記の粉じん計の型式については、粉じん計の較正基準適合性を確認できなかったの
でその旨通知します。

記

| | |
|---------------|--|
| 申請者氏名 又は名称 | |
| 品名 | |
| 型式 | |

平成 年 月 日

公益社団法人 日本作業環境測定協会
会 長 櫻 井 治 彦